

平成20年度 【仙台】定期中央審査実施要項

1.期 日 平成20年7月11日(金)・12日(土)

2.会 場 『宮城県弓道場 / 宮城県武道館弓道場』...仙台市太白区根岸町15-1 TEL022-249-1216
(道順) JR「仙台駅」中央口から市営地下鉄・富沢行きに乗車、「河原町駅」または「長町1丁目駅」下車、徒歩10分。
タクシー利用の場合は約10分。

3.審査日程・種別

月 日	会 場	開 館	開 始	種 別
7月11日(金)	武道館弓道場	8:00	9:00	八 段
	宮城県弓道場			教 士
7月12日(土)	武道館弓道場	8:00	9:00	七 段
	宮城県弓道場			六 段

4.受審資格 国際弓道連盟加盟団体の会員であり、下記の条件を満たす者。

種 別	受 審 資 格
六 段	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年7月12日まで
七 段	本連盟の六段の認許年月日が、平成19年7月12日まで
八 段	本連盟の七段の認許年月日が、平成19年7月11日まで
教 士	本連盟の錬士の取得年月日が、平成19年7月11日まで

平成19年度(仙台)定期中央審査以降の八段第一次通過者には、第一次審査を免除する。

5.審査方法

六段の部:行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の要領で行う。
- (2)学 科:学科(筆記)試験を行う。

七段、八段の部:行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について、第二次審査を行い候補者を決定する。
- (2)論 文:候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

教士の部:行射、指導力及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
- (2)指導力:行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な見識、教養及び実力を査定する。
- (3)論 文:行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

6.受審の申込について

(1)方 法 所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。

(2)締切日 平成20年5月13日(火) 締切厳守

県連締切 5月3日(土)

(3)申込日 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内
(財)全日本弓道連盟「仙台定期中央審査係」宛
TEL 03-3481-2387(代) FAX 03-3481-2398

7.注意事項

- (1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみのみ)。
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。
- (4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。
- (5)受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。
- (7)八段第一次通過者は、申込書上部に朱線を引き、通過年月日を記入すること。
- (8)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。

8.その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)
- (2)立順表への記載(氏名、所属地連)
- (3)審査結果報告として、加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)
- (4)上記(3)に関して、同意を得られない場合には、本人の要求に基づき、公開の停止を要求することができる。

平成20年3月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 宮 城 県 弓 道 連 盟